

妙高市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和3年10月29日

妙高市監査委員 和泉昭夫

妙高市監査委員 八木清美

- 1 監査等の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 【公の施設の指定管理者】  
杉野沢区、農林課  
(令和2年度 自然資源活用型交流促進施設 苗名の湯の指定管理に関する事務 ※所管課の事務を含む)
- 3 監査の着眼点 (評価項目) 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 4 監査の実施内容 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 5 監査の実施期間 令和3年7月1日 ～ 令和3年10月28日
- 6 監査の日程
  - (1) 書類審査 令和3年7月26日～令和3年9月7日
  - (2) 事情聴取 令和3年9月29日

## 7 監査の結果

公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に処理されていた。

指定管理の概要は次のとおりである。

### 【自然資源活用型交流促進施設 苗名の湯】

① 指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までである。

② 指定管理に関する主な業務は次のとおりである。

- ・ 苗名の湯の利用及びその制限等に関する業務
- ・ 苗名の湯の利用料金の徴収等に関する業務
- ・ 苗名の湯の管理運営に関する業務
- ・ 苗名の湯及び附属設備の維持管理に関する業務
- ・ その他市長が必要と認める業務

③ 施設の概要は次のとおりである。

所在地	妙高市大字杉野沢2030番地
建物概要	構造：鉄骨造2階建て 敷地面積：1,656.97㎡ 建築面積：488.90㎡
施設概要	浴室（2室）、体験実習室、交流サロン、交流ホール 大研修室、事務室、機械室

※上記の施設概要は当該施設に係る「妙高市自然資源活用型交流促進施設 苗名の湯の管理に関する基本協定書」より転記

妙高市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和3年10月29日

妙高市監査委員 和泉昭夫

妙高市監査委員 八木清美

- 1 監査等の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 【公の施設の指定管理者】  
杉野沢区、農林課  
(令和2年度 杉野沢生産物直売施設の指定管理に関する事務  
※所管課の事務を含む)
- 3 監査の着眼点 (評価項目) 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 4 監査の実施内容 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 5 監査の実施期間 令和3年7月1日 ～ 令和3年10月28日
- 6 監査の日程
  - (1) 書類審査 令和3年7月26日～令和3年9月7日
  - (2) 事情聴取 令和3年9月29日

## 7 監査の結果

公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に処理されていた。

指定管理の概要は次のとおりである。

### 【杉野沢生産物直売施設】

① 指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までである。

② 指定管理に関する主な業務は次のとおりである。

- ・直売施設の使用及びその制限等に関する業務
- ・直売施設の管理運営に関する業務
- ・直売施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- ・その他市長が必要と認める業務

③ 施設の概要は次のとおりである。

所在地	妙高市大字杉野沢2027番地4
建物概要	構造：鉄骨造2階建て 建築面積：175.91㎡
施設概要	食堂、厨房、加工室、展示室

※上記の施設概要は当該施設に係る「杉野沢生産物直売施設の管理に関する基本協定書」より転記

妙高市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和3年10月29日

妙高市監査委員 和泉昭夫

妙高市監査委員 八木清美

- 1 監査等の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 【公の施設の指定管理者】  
杉野沢区、観光商工課  
(令和2年度 妙高山麓県民の森の指定管理に関する事務 ※所管課の事務を含む)
- 3 監査の着眼点 (評価項目) 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 4 監査の実施内容 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 5 監査の実施期間 令和3年7月1日 ～ 令和3年10月28日
- 6 監査の日程
  - (1) 書類審査 令和3年7月26日～令和3年9月7日
  - (2) 事情聴取 令和3年9月29日

## 7 監査の結果

公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に処理されていた。

指定管理の概要は次のとおりである。

### 【妙高山麓県民の森】

① 指定管理者として指定する期間は平成30年4月1日から令和4年3月31日までである。

② 指定管理者に関する主な業務は次のとおりである。

- ・ 県民の森の利用及びその制限等に関する業務
- ・ 県民の森の利用料金の徴収等に関する業務
- ・ 県民の森の管理運営に関する業務
- ・ 県民の森及び附属設備の維持管理に関する業務
- ・ その他市長が必要と認める業務

③ 施設の概要は次のとおりである。

所在地	妙高市大字杉野沢3375番地1
施設概要	○総合案内施設「笹ヶ峰グリーンハウス」：鉄筋コンクリート造2階建（食堂、厨房、休憩室、便所） ○宿泊・展示施設「森の学び舎」：木造2階建（宿泊室、展示室、浴室、洗面所、便所） ○野外便所：鉄筋コンクリート造 ○野鳥観察施設：木造平屋建

※上記の施設概要は当該施設に係る「妙高市妙高山麓県民の森の管理に関する基本協定書」より転記

妙高市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和3年10月29日

妙高市監査委員 和泉昭夫

妙高市監査委員 八木清美

- 1 監査等の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 【公の施設の指定管理者】  
杉野沢区、生涯学習課  
(令和2年度 杉野沢トレーニングセンターの指定管理に関する事務  
※所管課の事務を含む)
- 3 監査の着眼点 (評価項目) 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 4 監査の実施内容 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 5 監査の実施期間 令和3年7月1日 ～ 令和3年10月28日
- 6 監査の日程
  - (1) 書類審査 令和3年7月26日～令和3年9月7日
  - (2) 事情聴取 令和3年9月29日

## 7 監査の結果

公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に処理されていた。

指定管理の概要は次のとおりである。

### 【杉野沢トレーニングセンター】

- ① 指定管理者として指定する期間は平成30年4月1日から令和4年3月31日までである。
- ② 主に市からの指定管理料と利用料収入などにより管理運営している。
- ③ 指定管理者に関する主な業務は次のとおりである。
  - ・センターの利用及びその制限等に関する業務
  - ・センターの利用料金の徴収等に関する業務
  - ・センターの管理運営に関する業務
  - ・センター及び附属設備の維持管理に関する業務
  - ・その他市長が必要と認める業務

- ④ 施設の概要は次のとおりである。

所在地	妙高市大字杉野沢1749番地
建物概要	鉄筋コンクリート造 3階建 敷地面積：13,480.00㎡ 建築面積：2,880.00㎡
施設概要	アリーナ、トレーニングルーム、会議室、集会室、音楽室 多目的広場（屋外） 他

※上記の施設概要は当該施設に係る「妙高市杉野沢トレーニングセンターの管理に関する基本協定書」より転記